

ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針（案）概要版

ツシマヤマネコ保護増殖連絡協議会

（環境省九州地方環境事務所・林野庁九州森林管理局長崎森林管理署・長崎県環境部自然環境課・長崎県対馬振興局・対馬市・対馬市教育委員会）

実施方針の位置づけ

- ▶ ツシマヤマネコ保護増殖事業計画（平成7年環境庁・農林水産省告示）の下に位置づける

実施方針作成の目的

- ▶ ツシマヤマネコ保護に関する取組の進捗状況と課題の整理を行い、ツシマヤマネコ保護の全体像と今後の具体的な目標、方針を取りまとめ、地域住民、市民団体、関係行政機関、専門家等の保護増殖の取組を行う関係者間で共有し、効果的な取組を実施する

実施方針の今後の活用方法

- * 関係主体が保護活動を行う際の実践の手引
- * 普及啓発の材料
- * 行政が事業を実施する際にツシマヤマネコ保護に配慮するための資料
- * 地域住民を含めた行動計画の検討材料

実施方針の構成

- 本編----- ツシマヤマネコ保護の全体像と具体的な方針等
- 資料編----- ツシマヤマネコの基本的な情報、関連事項、保護対策等の実施状況等

ツシマヤマネコとは？

- ▶ 東南アジアから中国・朝鮮半島まで広く分布するベンガルヤマネコの亜種（学名は *Prionailurus bengalensis euptilurus*）とされる
- ▶ 日本では九州と韓国との間に位置する長崎県対馬（周辺の属島を除く対馬島の面積は 696km²）にのみ分布する
- ▶ 文化財保護法により、昭和46年に国指定天然記念物に指定されている
- ▶ 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）により、平成6年に国内希少野生動植物種に指定されている
- ▶ 環境省レッドリスト（平成19年8月公表）では国内で最も絶滅の恐れが高い種の1つとして絶滅危惧IA類に分類されている

ツシマヤマネコの生息状況

- 1960年代までは250～300頭程度が全島に広く分布していたと考えられるが、その後の生息頭数は1980年代で100～140頭、1990年代は90～130頭、2000年代前半は80～110頭と推定されている
- 下島では1980年代以降、次第に分布域が縮小しており、現在のごく一部でしか生息が確認されていない
- 上島ではほぼ全域で生息が確認されているが生息密度は南部ほど低い

ツシマヤマネコの主な減少要因

①好適生息環境の減少

- 道路・河川整備などによる生息環境の分断
- 木庭作等の耕作地、田んぼ、植林地の放棄による生物多様性の低下に伴う餌資源の減少
- 社会構造の変化による生息地の質の低下
- 大規模な環境改変による生息環境の減少

②交通事故

- 交通事故による死傷

③イエネコ

- イエネコからの感染症の感染
- 野生化したイエネコとの餌資源等の競合

④とらばさみ

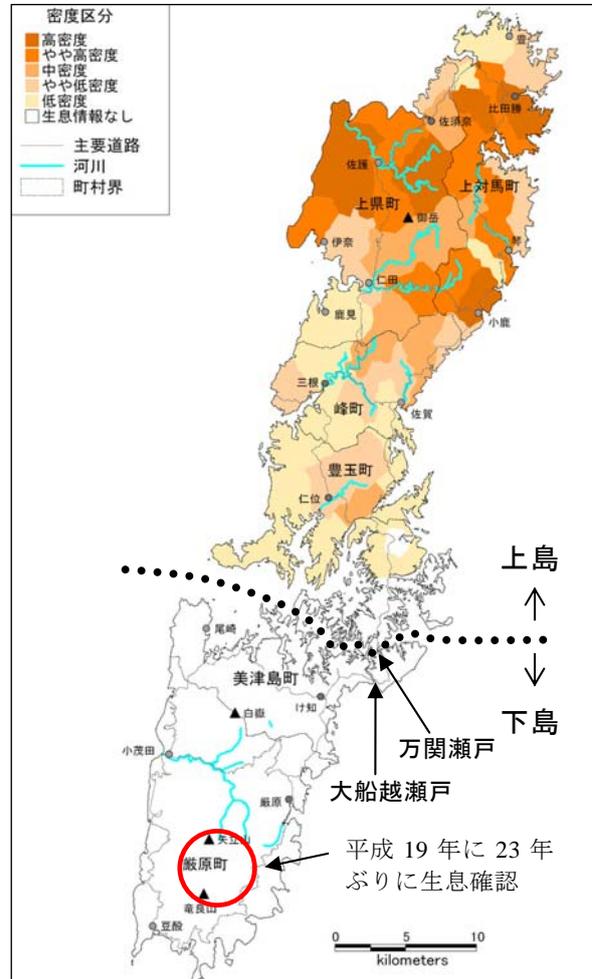
- とらばさみでの誤捕獲による死傷

⑤イヌ

- イヌによる咬傷または捕殺

⑥その他

- ツシマジカ・イノシシの採食圧増加による自然植生の衰退に伴う餌資源の減少



ツシマヤマネコの保護の必要性

- 一度失われた種を取り戻すことはできないため、絶滅を防ぎ、国民全体の共有財産として確実に次世代に残す必要がある
- ツシマヤマネコは対馬の生態系の頂点に位置する動物の一つであり、大陸との共通種により特徴付けられる対馬の生物多様性を代表する動物である
- 地域の自然資源・観光資源として活用するためにも対馬の自然のシンボルとして保護する必要が高い

ツシマヤマネコ保護増殖事業の目標

<生息域内における保護の目標>

当面の目標 個体群の減少傾向を食い止める（2020年頃を目途）

◇ 上島：現在の減少傾向から安定的な生息状況に転じさせる

◇ 下島：個体群を絶滅させない

※目標を達成した場合、結果として環境省レッドリストのカテゴリーが絶滅危惧ⅠB類になる



中期目標 1980年代の生息面積まで回復させる（2035年頃を目途）

◇ 上島：安定的な生息面積を400km²程度にまで回復させる

◇ 下島：安定的な生息面積を50km²程度にまで回復させる

◇ 上島、下島それぞれにおいて、生息域が連続している状態を確保する



長期目標 上島下島あわせて安定的な生息面積500km²以上を維持する（2060年頃を目途）

◇ 上島：安定的な生息面積400km²程度を維持し、生息密度を高める

◇ 下島：南西部を中心に安定的な生息面積を100km²程度にまで回復させる

◇ 上島・下島それぞれにおいて、生息域が連続している状態を確保する

※目標の達成に加えて成熟個体数が250頭以上となった場合、結果として環境省レッドリストのカテゴリーが絶滅危惧Ⅱ類になる



最終目標 自然状態で安定的に存続できる状態になること

◇ 積極的な保護対策を実施しなくても生息面積500km²以上が安定的に存続できる状態

◇ 上島・下島を一体的な生息域とし、一つの個体群として存続できる状態



<生息域外保全（飼育下個体群の管理）の目的及び目標>

○生息域外保全（対馬野生生物保護センター・動物園等での保全）の目的

①対馬で安定して生息が可能になるまでの生息域外での種の保存

②野生個体群の保護活動の補完（野生復帰など）

③科学的データの収集、解析による、対馬での保護対策への応用

④ツシマヤマネコの現状についての全国的な普及啓発

○飼育下個体群の管理目標

長期目標：野生個体群の遺伝的多様性の90%を100年間維持

中期目標：平成27年度を目処に、全国で100頭程度の飼育下個体群の収容力を確保

短期目標：遺伝的多様性に配慮した繁殖計画を実施し、飼育下個体群の遺伝的多様性を向上

ツシマヤマネコ保護増殖事業の基本方針

1. 生息域内における保護：生息環境の改善等による野生個体群の確実な保護

- まとまった個体群が残っている上島は最も保護する必要性が高く、生息環境の改善等によって個体数を増加させる
- 下島では生息情報は乏しく、上島の野生個体群から隔離されているため、生息環境を改善するとともに、飼育下繁殖個体の野生復帰といった積極的な保護対策を実施することで個体数を増やす

2. 生息域外における保護：遺伝的多様性の維持に配慮した飼育下個体群の管理

- (社)日本動物園水族館協会(加盟する動物園を含む)の協力を得て、近親交配などによる遺伝的劣化のない健全な飼育下個体群を維持する
- 飼育下個体群を活用して、野生個体群の補強(野生復帰)、科学的データの収集・解析、全国的な普及啓発を進める

3. ツシマヤマネコと共生する地域社会の実現

- ツシマヤマネコをはじめとする対馬の特異的で豊かな自然環境資源を持続的に活用することで、自然環境保全と両立した経済の活性化を推進する

4. 市民団体、研究者、動物園、行政等、関係者の横断的連携

- 保護事業の関係者が情報を共有し、組織的・計画的に連携して取り組むことを推進する
- 特に行政については、自然保護担当部局以外の部局においてもツシマヤマネコの保護を意識した事業を実施する

5. 科学的知見に基づく順応的管理

- 知見の得られていない分野の調査研究を推進する
- 事業の目標設定、仮説に基づく事業の計画策定・実施、モニタリングによる仮説の検証及びその検証結果の事業へのフィードバックという順応的管理手法を用いる

1. 生息域内における保護対策

(1) 減少要因への対応

①好適生息環境の減少への対策

- 好適生息環境の維持
 - ・自然環境の維持に配慮した事業の実施
 - ・シカ・イノシシの適正な個体数管理
- 好適生息環境の再生
 - ・森林の適正な管理
 - ・環境配慮型農業の推進
 - ・耕作放棄地・休耕田の活用
 - ・好適生息環境の創出

②交通事故対策

- 道路構造への対策
 - ・ツシマヤマネコの道路利用様式及び習性の把握
 - ・道路整備・道路管理の際の配慮
- ドライバーへの対策
 - ・交通事故防止のための普及啓発
 - ・交通事故防止警戒標識等の設置・清掃等管理

③イエネコ対策

- 飼いネコの適正飼養の推進
 - ・避妊去勢やワクチン接種
 - ・マイクロチップによる個体登録の推進
 - ・適正飼養ルールを明確化するための規則の策定
 - ・適正飼養に関する普及啓発
- FIV 及び FeLV 感染ノラネコ及びノネコの重点対策地域からの排除
 - ・感染ノラネコ及びノネコの一時的収容
 - ・新たな飼い主探し・譲渡
- ツシマヤマネコへの感染の防止
 - ・FIV 及び FeLV 感染ツシマヤマネコの隔離飼育
 - ・保護または捕獲個体へのワクチン接種

④とらばさみ対策

- 野生鳥獣捕獲目的でのとらばさみ使用の法令での禁止及び鶏舎被害を防ぐ手法の普及啓発の推進
- とらばさみを入手しにくい環境の維持・推進
- 代替する鳥獣被害対策の検討及びその普及

⑤イヌ対策

- 飼いイヌの適正飼養等の推進
- 放し飼いのイヌ・迷いイヌ・捨てイヌの捕獲

(2) 野生個体の保護収容・野生復帰

- 保護された野生個体の治療・リハビリ
- 野生復帰とその後の効果測定

(3) 飼育下繁殖個体の下島への野生復帰

- 現存個体群の補強（野生復帰）による下島での絶滅リスクの軽減

2. 生息域外における保護対策

(1) 遺伝的多様性の維持に配慮した飼育下個体群の確立

- 日本動物園水族館協会等との協力に基づく飼育下繁殖事業の実施
- 全国での収容頭数の増加
- 野生下からの個体を飼育下個体群に入れる際の生息域内保全との連携

(2) 生息域内における保護対策への貢献

- 得られる科学的データの生息域内の保護対策への応用
- 全国的な普及啓発による野生個体群の保護に対する国民全体からの支援の獲得

3. ツシマヤマネコと共生する地域社会の実現

- 普及啓発・環境教育の推進
- 環境と経済の両立（自然資源を持続的に活用した地域の活性化：自然資源の保全と活用に基づく観光、農林水産物のブランド化、地産地消等）
- ツシマヤマネコと共生する地域社会実現のための行動計画の検討

4. 関係者の横断的連携の促進

- 関係行政機関の連携による環境配慮型事業の推進
- 地域住民、市民団体を含む多様な主体による推進体制整備の検討

5. 科学的知見に基づく順応的管理

(1) 生息状況のモニタリング

- 生息状況の急激な変化の監視
- 保護対策の実施効果の評価
- 10年に1回程度の全島的な生息状況調査の実施

(2) 健全性のモニタリング

- 感染症の感染状況のモニタリング
- 死体の病理解剖による死因の特定・基礎データの収集
- 生殖子の健全性モニタリング

(3) 調査・研究の推進

- 減少要因・生態の解明、人と自然の関係性等に関する基礎調査研究の推進
- 得られた知見の活用による効果的な保護対策手法の検討、重点地域の抽出・ゾーニング